

令和3年5月26日
子ども・若者部
教育委員会事務局

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

1 主旨

区立松丘小学校増築棟（新BOP室）の整備に伴い、世田谷区学童クラブ条例別表の松丘小新BOP学童クラブの活動場所を変更する必要が生じたため、改正する条例を令和3年第2回区議会定例会へ提案する。

2 内容

世田谷区学童クラブ条例第3条及び別表の改正を行う。

3 施行日

令和3年6月28日

4 参考

条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 第3条 新BOP学童クラブ事業においては、 区立小学校の各施設等において新BOP学童 クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。 (1) 遊びと生活の場の提供 (2) 遊びを通した生活指導 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必 要と認める事業 | 第3条 新BOP学童クラブ事業においては、 区立小学校の各施設において新BOP学童ク ラブを運営し、次に掲げる事業を行う。 (1) 遊びと生活の場の提供 (2) 遊びを通した生活指導 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必 要と認める事業 |
| 附 則 この条例は、令和3年6月28日から施行する。 | |
| 別表（第3条関係） 松丘小新BOP 活動場所 東京都世田谷区弦巻三丁目16番10号 及び弦巻三丁目23番12号 | 別表（第3条関係） 松丘小新BOP 活動場所 東京都世田谷区弦巻三丁目23番12号 |